



Safety and Health

安全と健康

No.249

今月の改善事例

全統一労組・千葉非常勤分会

【改善前】

昨年3月、当センターが見学に行った千葉市立中央図書館。当時、同館には職員用の休憩室がありませんでした。休憩時間はもちろんのこと、仕事中に体調が悪くなった場合に、安心して休養できる場所の確保が必要でした。

【改善後】

全統一労組・千葉非常勤分会から、当局との交渉を重ね、この春、食堂の一角に、畳のスペースを取って休憩室が完成。見学からちょうど一年を経た今年春3月。うれしい知らせでした。



食堂の一角をパーテーションで区切りました。



ゆったりとした畳スペースで足も延ばせます。

- 2004年3月・センターから…2
- トピック・パキスタン POSITIVE セミナー…3
- 第6回定例会 職場改善事例発表会 …8
- 2004年春 外国人労働者健診結果報告…11
- 東京労働局・じん肺合併続発性気管支炎
2件の不支給決定を取り消し…12
- 地域から・相談から
 - ・ホットラインからーじん肺相談…13
 - ・害虫駆除で有機リン剤中毒が業務上認定…14
- リレーエッセイ 懐かしい一品料理…15
- 速報!センター分析室できました! / 事務局通信…16

特定非営利活動法人
東京労働安全衛生センター機関紙
(頒 価) 200円

発行人: 平野敏夫
住 所: 〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル5F
Tel (03) -3683-9765 Fax (03)-3683-9766
E-mail etoshc@jcaapc.org
Homepage URL http://www.jcaapc.org/etoshc/
振 替: 【郵便】00160-8-183157
【中央労金亀戸支店】284-1612779
発行日: 2004年3月28日



地域から・相談から

●ホットラインから—じん肺被災者の相談

昨年9月、中皮腫・アスベスト疾患ホットラインに寄せられた相談から、じん肺被災者のケースを紹介します。

埼玉県在住のAさん（63歳、男性）は、20代に5年ほど常磐炭坑で掘進夫として働き、その後は鉄骨建物の建築工事で鍛冶屋と呼ばれる仕事をしてきた。鍛冶屋さんは、鉄骨資材を組み付けるため溶接、溶断作業を行う。アスベストの吹き付け作業と混在する現場で仕事をしてきた。

一昨年秋頃、体調を崩し仕事ができなくなった。大学病院から関東労災病院に紹介されたが、胸に異常があると言われただけだった。昨年11月には栃木県の珪肺労災病院に約1か月ほど入院。退院後、通院しきれず困っていた矢先、新聞でホットラインを知って相談に来られた。

あらためじん肺健診を受けていただいた結果、珪酸や石綿や溶接のヒューム等の粉じんによる混合じん肺として埼玉労働局にじん肺管理区分決定申請した。昨年末には管理3イ（PR2）、続発性気管支炎で要療養との決定を受け、川口労基署に労災請求の手続きをとった。本年3月末、労災認定を受けることができた。

栃木県在住のBさん（70歳、男性）は、20代の一時期、横浜のボイラー製造工場でサンダーを使用してパイプのバリ取りをする仕事をしてきた。その後、鉄鋼資材の加工会社で溶接工として働き、30代から定年まで栃木県内の鉄鋼会社でH鋼の

溶接加工等の作業に従事した。

在職中に会社の健診で要精検となり、珪肺労災病院を受診したが、じん肺管理区分の決定を受けなかった。肺炎と呼吸困難で近くの病院に入退院していた。やはり、新聞でホットラインのことを知り相談。栃木労働局にじん肺管理区分決定申請の手続きをとり、本年1月じん肺管理3ロ（PR3）、続発性気管支炎で要療養との決定を受けた。現在、宇都宮労基署に労災申請中である。

埼玉県のCさん（65歳、男）は、29歳からガラススピンの製造会社に勤め、定年退職までピンの成型の作業に従事した。原材料を窯に投入し湯だしする部署ではなかったが、成型機から出てくる500度～600度の高熱のガラススピンの不良品をピンばさみを使って選り分け、計量する仕事だった。ハサミには必ず带状のアスベストを巻き付けていた。高熱のピンを挟むとそれが燃え白い粉じんが飛散した。すぐに摩擦するので一日のうち幾度もアスベストを取り替えていた。ひまわり診療所を受診し、本年2月末、埼玉労働局にじん肺管理区分決定申請を行った。

三つの相談に共通するのは、どなたも体調を崩して病院にかかり、胸部レントゲンで異常所見があるにもかかわらず、じん肺と診断されず適切な治療を受けていなかった。ましてや、どなたもじん肺管理区分決定を受けておらず、労災申請もしていなかつ

た。労災病院や珪肺労災病院に受診していても、適切なフォローがなされていない。何のための労災病院か。労災病院は言うに及ばず、一般医療機関に対し、じん肺被災者の診断と治療、じん肺管理

区分決定と健康管理手帳の交付申請、労災補償について、適切な行政指導と啓発活動が必要と思われる。(センター事務局長・飯田)

●害虫駆除作業員の 有機リン剤中毒労災認定される

Fさん(27歳)は、2002年6月から害虫駆除の会社(職員数6名)に勤務し、現場作業員としてビルのオフィス、病院、学校などでゴキブリやシロアリなどの害虫駆除作業を行ってきました。様々な殺虫剤を噴霧して作業するのですが、昨年4月、有機リン剤であるフェニトロチオンを含有する「ネオミサイル」という殺虫剤を動力噴霧器で噴霧して側溝やトイレを殺虫消毒した後しばらくして、頭痛、めまい、上肢のしびれ感(ビリビリする)、吐き気などの症状が出現しました。防毒マスクを使用せずかなりの量を吸入したようです。近所の医院を受診しましたが、殺虫剤との因果関係をはっきりさせてもらえず、北里大学などに電話で相談していたのですが、たまたま東京労働安全衛生センターのホームページを見て相談に来られました。すぐひまわり診療所を受診し、診察と検査の結果、有機リン剤中毒と診断され労災申請をしました。

有機リン剤中毒は、これまでは農村の農薬による中毒が多く、中には服薬自殺というケースもあるようです。Fさんが使っていたフェニトロチオンの中毒症状は、副交感神経興奮症状として食欲不振、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢、発汗などの症状、中枢神経症状として倦怠感、不安感、頭痛、めまい

などです。重症になると、けいれん、錯乱、呼吸困難などの症状も出てきます。Fさんは幸い軽症だったので症状は出たものの、血液検査などには大きな異常は出ず、1ヶ月くらいの通院で症状はほぼ軽快しました。

Fさんの場合は急性の中毒でしたが、長年にわたって曝露して慢性中毒になる場合もあります。当然有機リン剤を取り扱う業務は、行政指導で特殊健康診断が義務づけられていますが、この会社では行われていませんでした。社長は、主治医に電話をしてきて「中毒になるはずがない」などと言っていました。他の同業種で被災者が潜在していることも十分考えられます。(センター代表・平野)